

令和8年度 宇都宮市住宅改修事業費補助金を申請する方へ 資格要件や申請期間などが変更になります！

※下線部が変更点

住宅の性能や機能を向上させる改修工事費用の一部を補助する「宇都宮市住宅改修事業費補助金」について、令和8年度分の内容は以下のとおりです。詳細は、令和8年3月下旬に、市HPに掲載するパンフレットをご覧ください。

なお、令和8年度分の補助金の受付は、令和8年4月1日からになります。

※ 本事業の内容は、令和8年度当初予算案の成立が前提となるため、今後変更される可能性があります。

1 資格要件（以下の要件を全て満たす必要があります。）

項目	内容
工事	<ul style="list-style-type: none">○市内にある住宅（持家、借家）に実施する工事であること。○事業者と契約して実施する工事であること。
申請者	<ul style="list-style-type: none">○工事を実施する住宅に<u>居住</u>（住民登録）すること。○工事に要した費用を支払うものであること。○<u>世帯員全員が</u>過去に同一の住宅について本補助金を利用していないこと。○市税に滞納がないこと。○自治会に加入していること。○暴力団員等でないこと。○<u>申請する工事について国の補助金（先進的窓リノベ等）や本市の他補助制度（介護保険における居宅介護住宅改修費等）を利用してないこと。</u>

2 対象工事

区分	内容
1 断熱改修	<ul style="list-style-type: none">○窓（勝手口は除く）、屋根、外壁、天井、内壁又は床の断熱改修工事で、省エネ基準（平成28年基準）を満たす工事
2 バリアフリー改修	<ul style="list-style-type: none">○住宅内部や住宅と外部をつなぐ通路等への手すり設置、段差解消、通路面の滑り防止・円滑化等のための材料変更○引き戸等への扉の取替え○和式から洋式への便器取換え、洋式便器の向き・高さの変更
3 防犯性向上	<ul style="list-style-type: none">○「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された製品（CPマーク付き製品）を使用した工事
4 間取り変更 (多子世帯 ^{*1} のみ)	<ul style="list-style-type: none">○居室、収納の増設など、間取りを変更する工事
5 増設 (多世代同居 ^{*2} のみ)	<ul style="list-style-type: none">○台所、浴室、トイレ又は玄関の増設工事で、改修後にこれらのどれか2つ以上が複数（既存のものを含む。）になる工事
6 太陽熱温水器設置	<ul style="list-style-type: none">○優良住宅部品の認定を受けた太陽熱温水器（BLマーク付き製品）を新たに設置する工事
7 地域活用に向けた間取り改修	<ul style="list-style-type: none">○住宅の一部を集会所、子どもや高齢者の居場所等、地域コミュニティ活性化の場として活用するための工事

※1 多子世帯：2人以上の子（うち18歳未満のものが1人以上）と同居する世帯

※2 多世代同居：世帯員の直系尊属又は直系卑属が3世代以上で同居する世帯

問合せ先：宇都宮市住宅政策課 TEL:028-632-2735

3 補助金額

「2 対象工事」に記載の工事費用の10%（千円未満切り捨て。上限は10万円）
※ 令和7年度まで実施していた「選択工事（外壁塗装等）」への補助は廃止

4 補助金申請の流れ

- ① 工事契約前に、市へ事前申込を行う。
- ② 事業者と工事契約し、工事を実施する。
- ③ **事前申込から1年以内かつ工事費の支払い完了後6か月以内**に補助金の申請を行う。
- ④ 市の審査後、補助金を受領する。

